

第7回 松田町 自治基本条例(仮称)審議会 レビュー

1 松田町 自治基本条例(仮称)の前文について

- 検討中であった、第2・第3段落について、採用する表現を決定。
第2段落については、「共に取りくみ」を、第3段落については、「力をあわせて」を採用することとした。
- 資料4の備考欄記載のとおり、各段落において議論があった表現等については、出来る限り「逐条解説」で盛り込むこととする。

2 パブリックコメント制度について

- 第6回に続き、第7回審議会においても制度の概要を追加説明。
審議会としては、本制度の条項を盛り込むことを基本とした。
(但し、規則等への委任や別途パブリックコメント条例を制定するかは検討課題)

3 住民投票制度について

- 第6回に続き、第7回審議会においても制度の概要(個別設置型・常設型)を追加説明。
審議会としては、本制度を条例中の1つの情報として盛り込むことを基本とした(但し、二型の何れかを選択とするのかは継続議論とする)。

4 その他

- 次回は、第7回審議会にて議題としていた、条例(仮称)検討イメージから順次説明等を行う。
- 第8回審議会については、平成29年1月19日(木)10時より開催予定。

以上